

第2章 分限・懲戒

○福島地方水道用水供給企業団職員の分限に関する条例

〔昭和60年11月1日
条例第8号〕

改正 平成24年3月8日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（分限）

第2条 前条の職員の分限については、派遣元の団体の分限の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年3月8日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。